

監事	小林 韶大	能義郡広瀬町西谷四〇九番地一
	鴨木 弘明	能義郡広瀬町上山佐一八二九番地
	荒川 貞則	能義郡広瀬町西北田四一二二番地
	田辺 博理	能義郡広瀬町東比田一〇三〇番地
	中川 清	能義郡広瀬町布部七九四番地
	宇山 寿英	能義郡広瀬町宇波一二五〇番地
監事	小林 良徳	能義郡広瀬町西谷五六三番地
	宇山 一雄	能義郡広瀬町東比田五八八番地
監事	小林 敏至	能義郡広瀬町東比田五八八番地

二 就任年月日
平成十四年四月二十六日

三 退任した役員の氏名及び住所
理事

沢田 忠明 能義郡広瀬町奥田原二二九三番地

宇山 辰夫 能義郡広瀬町石原四六四番地一

須山 盛義 能義郡広瀬町広瀬二六〇番地

山崎 茂美 能義郡広瀬町富田四二八番地

小林 健大 能義郡広瀬町西谷四〇九番地二

池田 克俊 能義郡広瀬町下山佐五二〇番地

荒川 貞則 能義郡広瀬町西比田四一二番地

田辺 博理 能義郡広瀬町東比田一〇三〇番地

宇山 寿英 能義郡広瀬町宇波一二五〇番地

小林 健大 能義郡広瀬町西谷四〇九番地一
鴨木 弘明 能義郡広瀬町上山佐一八二九番地
荒川 貞則 能義郡広瀬町西北田四一二二番地
田辺 博理 能義郡広瀬町東比田一〇三〇番地
中川 清 能義郡広瀬町布部七九四番地
宇山 寿英 能義郡広瀬町宇波一二五〇番地

島根県告示第五百三十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。
平成十四年五月二十四日

事業主体名	事業業名	同意年月日
石見町 (進事業)	井原南地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成十四年五月八日

島根県告示第五百三十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第二十二号）第一条ノ五第六項及び第八条ノ八第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和四十九年島根県規則第九十三号）第十九条の規定により告示する。

平成十四年五月二十四日

月 日	時 間	場 所	案 件
六月二七	九時三〇分	大原郡木次町大字里方五三一ー 木次合同庁舎会議室	島根県知事 澄田 信義 健康の森鳥獣保護区の設定について

島根県告示第五百三十八号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
簸川郡大社町大字宇龍字新町四六八の一七

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第五百三十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
松江市古曾志町字清水一六一七の七（次の図に示す部分に限る。）、一六一七の九

- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第五百四十一号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第三項の規定による同意があつたと認めたので、同条第六項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一(一) 加入区の名称

仁摩加入区

二(一) 加入区の区域

仁摩町漁業協同組合の地区の区域

三(一) 漁業の区分

中・小型底びき網漁業、しいらまき網漁業、中・小型底びき網漁業といらまき網漁業を併せ営む漁業区分

二(一) 加入区の名称

平田市加入区

二(二) 加入区の区域

平田市漁業協同組合の地区の区域

島根県告示第五百四十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

(三) 漁業の区分

中・小型底びき網漁業、しいらまき網漁業、中・小型底びき籠漁業、中・小型底びき網漁業といらまき網漁業を併せ営む漁業及び中・小型底びき網漁業と小型ばい籠漁業を併せ営む漁業区分

島根県告示第五百四十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五五七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 出願人

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

二 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

平田市小伊津町一五二〇一一番から一七〇三一二番地先に至る公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 小伊津漁港漁港原点（北緯三五度三〇分〇〇秒、東経一三一度五〇分二四秒、以下「原点」という）から一四度三七分五五秒に七五・五三

mの地点

②の地点 ①の地点から三四度五一分五七秒に二九・五五mの地点

③の地点 ②の地点から九四度〇一分二一秒に六六・五一mの地点

④の地点 ③の地点から四度〇一分二一秒に七・一二mの地点

⑤の地点 ④の地点から九四度〇三分〇五秒に一・五九mの地点

2 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

平田市小伊津町地先の公有水面

(3) 面積

一二・四五七・四六²m

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

⑥の地点 ⑤の地点から一八四度〇一分四三秒に三・一〇mの地点
⑦の地点 ⑥の地点から九四度〇二分二九秒に七〇・八五mの地点
⑧の地点 ⑦の地点から四度〇一分三七秒に三・一〇mの地点
⑨の地点 ⑧の地点から九四度〇一分四八秒に一・五六mの地点
⑩の地点 ⑨の地点から六四度〇二分四七秒に一・五六mの地点
⑪の地点 ⑩の地点から一五四度〇三分一三秒に三・一〇mの地点
⑫の地点 ⑪の地点から六四度〇二分二九秒に七〇・八五mの地点
⑬の地点 ⑫の地点から三三四度〇三分一三秒に三・一〇mの地点
⑭の地点 ⑬の地点から六四度〇三分一秒に二・五九mの地点
⑮の地点 ⑭の地点から一五四度〇三分一三秒に〇・四〇mの地点
⑯の地点 ⑮の地点から六四度〇三分一三秒に三・一〇mの地点
⑰の地点 ⑯の地点から三三四度〇三分一二秒に三〇・四〇mの地点
⑱の地点 ⑰の地点から一二四度〇四分一六秒に三・一〇mの地点
⑲の地点 ⑱の地点から三三四度〇三分〇一秒に三・七五mの地点
⑳の地点 ⑲の地点から六四度〇二分一〇秒に五六・三四mの地点
㉑の地点 ⑳の地点から六四度〇二分一〇秒に五六・三四mの地点
㉒の地点 ㉑の地点から七三度一〇分五六秒に六・八〇mの地点
㉓の地点 ㉒の地点から九一度一五分一五秒に六・七九mの地点
㉔の地点 ㉓の地点から一〇〇度三三分五四秒に一七・七二mの地点
㉕の地点 ㉔の地点から九一度二五分二九秒に五・二五mの地点
㉖の地点 ㉕の地点から七三度〇九分四七秒に五・二五mの地点
㉗の地点 ㉖の地点から六四度〇二分二六秒に一九・一三mの地点
㉘の地点 ㉗の地点から一五四度〇二分二六秒に七・一八mの地点

た区域

①の地点 埋立区域で定める「原点」から「一」四度三七分五五秒に七五・五一mの地点

の地点

②の地点 ①の地点から六一度〇七分五三秒に七三・八一mの地点

③の地点 ①の地点から九九度五七分二四秒に三九・六六mの地点

④の地点 ①の地点から九四度〇一分一七秒に二六・〇〇mの地点

⑤の地点 ①の地点から六四度〇一分三一秒に一七三・七八mの地点

⑥の地点 ①の地点から一五四度〇一分一九秒に五一・〇八mの地点

⑦の地点 ①の地点から一三四度一一分二七秒に一八九・二一mの地点

⑧の地点 ①の地点から一六四度一八分四〇秒に二一六・六九mの地点

⑨の地点 ①の地点から一七八度四四分四九秒に二三一・一三mの地点

⑩の地点 ①の地点から二二二一度二五分四一秒に二二一・〇〇mの地点

(3)面積

三一、〇九一・一一²m

三 埋立地の用途
漁港施設用地

四 出願年月日

平成十四年五月十三日

五 閲覧場所

農林水産部漁港課、松江水産事務所及び平田市役所

島根県告示第五百四十三号

建設工事請負契約書の書式（平成八年島根県告示第二百四十七号）の一部を次のように改正し、平成十四年五月三十日から施行する。

平成十四年五月二十四日

建設工事請負契約書中「5 契約保証金」の次に

島根県知事 澄田信義

する。

島根県告示第五百四十五号

主要地方道松江木次線交付金A（交通安全）工事の施行に伴い、廢川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示

「6 解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用

(2) 再資源化等に要する費用

(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」

に改める。

島根県告示第五百四十四号

土地收回法（昭和二十六年法律第一百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

鹿島町

二 事業の種類

鹿島町農業支援施設整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県八束郡鹿島町大字北講武字渕田地内

ロ 使用の部分

島根県八束郡鹿島町大字北講武字渕田地内

四 土地收回法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鹿島町役場

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県木次土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 河川の名称
 一級河川 斐伊川水系 須賀川
 二 廃川敷地等が生じた年月日
 平成十四年五月二十四日

三 廃川敷地等の位置

- 大原郡大東町大字須賀三〇七番一地先から
 同 所 一一七番六地先まで
 四 廃川敷地等の種類及び数量
 土地 九五五・一六平方メートル

島根県告示第五百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

仁摩町

- 二 都市計画事業の種類及び名称
 仁摩町公共下水道
 三 事業施行期間
 平成十四年五月二十四日から平成二十一年三月三十日まで

- (一) 収用の部分

(二) 使用の部分
 遠野郡仁摩町大字仁万字大舟迫、字清水ヶ上

遠野郡仁摩町大字仁万字大舟迫、字清水ヶ上、字吉兵衛谷、字郎谷、字川平山、字矢追札松、字矢追大道、字清水上、字清水ヶ上、字吉兵衛谷、字矢追、字札松、字堂畠、字堂、字川向、字坂、字坂灘、字田渕、字能仁地、字角田、字ウナワ、字馬庭、字東ヶ坪、字西ヶ坪、字浅井鳥、字汐追堀、字中ヶ坪、字才田、字瓜田、字長野、字ワタキ、字西浜田、字黒彦、字浜田、字内矢田、字壺里塚、字野浦浜、字野浦、字明神山、字幸主、字松ノ本、字瀬達、字大道、字平田、字馬頭、字山根、字アツチ、字宮ノ前、字イノハナ、字猪ノ花、字クトレ、字落井、字古川、字口屋ノ上、字口屋ノ上ミ、字河原、字石音山、字新町、字向山、字猪ノ鼻、字市場、字浜崎、字上小路、字小路、字下小路、字浜、字ハマサキ、字打落、字打落し、字壺里塚、字野等浜、字前ノ浜、字赤崎、字立平浜、字立平、字古新米及び字石川並びに大字天河内町字芦池、字矢追屋、字鎧物谷、字鎧物屋、字土肥添、字曾根前、字曾根ノ前、字切石、字内土肥、字古寺田、字甲緑原、字門ノ前、字古屋敷、字下田原、字内ノ下タ、字寺ヶ内、字西光寺、字梅屋、字古垣内、字中尾崎及び字樋ノ詰メ

島根県告示第五百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

浜田市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
 浜田都市計画下水道事業

- 三 事業施行期間
 浜田市公共下水道
 四 事業地

平成十二年七月四日から平成十九年三月三十日まで
古川並びに西代町地内並びに灘分町地内において事業地を変更する。

四 事業地

(一) 収用の部分

平成十二年島根県告示第五百七十九号の事業地のうち下府町、国分町を変更する。

(二) 使用の部分

平成十二年島根県告示第五百七十九号の事業地のうち下府町を変更する。

島根県告示第五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

平田市

二 都市計画事業の種類及び名称

平田都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和五十九年八月三日から平成二十一年三月三十日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十九年島根県告示第七百四十八号、昭和六十三年島根県告示第六百五十二号、

平成二年島根県告示第三百七十七号、平成四年島根県告示第六百十四号、平成六年島

根県告示第五百九十七号及び平成十一年島根県告示第六百六十七号の事業地に、平田市

東福町字坂田並びに平田町字藪崎並びに国富町字源代を加え、平田町字城之前及び字

島根県告示第五百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

斐川町

二 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画下水道事業

三 事業施行期間

斐川町公共下水道

四 事業地

昭和五十八年六月二十四日から平成二十年三月三十日まで

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和五十八年島根県告示第一百五十四号、昭和六十一年島根県告示第十九十七号、平成三年島根県告示第三百六十七号、平成五年島根県告示第三百六十三号、平成九年島根県告示第七百十号及び平成十二年島根県告示第三百四十号の事業地のうち斐川町大字上庄原、大字上直江、大字直江町、大字富村及び大字併川地内を変更し、大字神水、大字求院及び大字三絡地内を追加する。

公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

一項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

- 一 作業種類
公共測量（基準点測量・水準点測量・河川縦横断測量・平面図作成）

二 作業期間

平成十四年四月十七日から平成十四年十二月二十日まで

三 作業地域

松江市本庄町地域

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四十五条第二項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十四年五月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 土地区画整理組合の名称

斐川町上直江土地区画整理組合

二 事務所の所在地

簸川郡斐川町大字上直江二二八二番地

三 解散認可の年月日

平成十四年五月二十四日

平成14年5月24日

島根県報

第1,370号 (10)

平成十四年五月二十四日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行